

名称	位置
湘南大庭市民センター	藤沢市大庭5406番地の 1

別表第 1 [地域活動団体利用]

名称	施設名	使用料 (円)	
		時間区分 A	時間区分 B
湘南大庭市民センター	第 1 談話室	300	450
	第 2 談話室	200	300
	第 3 談話室	100	150
	第 4 談話室	100	150
	和室 (まつ)	100	150
	和室 (ふじ)	100	150
	文化室	100	150
	実習室	200	300
	体育室兼ホール	1, 000	1, 500
	小ホール	800	1, 200
	子ども室 (ミーティング 室)	100	150

別表第 2 [一般利用]

名称	施設名	使用料 (円)	
		時間区分 A	時間区分 B
湘南大庭市民センター	第 1 談話室	800	1, 200
	第 2 談話室	700	1, 050
	第 3 談話室	400	600
	第 4 談話室	200	300
	和室 (まつ)	400	600
	和室 (ふじ)	400	600
	文化室	500	750
	実習室	700	1, 050
	体育室兼ホール	3, 400	5, 100

	小ホール	1,600	2,400
	子ども室（ミーティング室）	500	750

備考

1 この表において「時間区分A」とは、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで又は午後5時から午後7時までの1の時間区分をいう。

2 この表において「時間区分B」とは、午後7時から午後10時までをいう。

第3条 センターの施設（以下次条、第5条、第8条及び第13条において単に「施設」という。）に係る使用区分は次に掲げるとおりとし、当該区分ごとの要件は規則で定める。

（1） 地域活動団体利用 （市民センターの利用料と同様の利用料）

ア 市内に拠点を置き、自主的に運営されている団体若しくは不特定かつ多数の者の利益の増進に寄することを目的としている法人で、次のいずれにも該当するもの。

- ・構成員人数が5人以上で、うち半数以上が市内在住者であること。
- ・会則、規約、名簿を備えていること。

※会則又は規約については、名称及び目的、事業内容、役職、会計（会費等）を記載してください。

（2） 一般利用 （地域活動団体利用の利用料の約4倍）

ア 市内に拠点を置く企業

イ 市内在住者の個人

ウ 構成人数が2人以上で、うち半数以上が市内在住者である団体。

（名簿を備えていること）

エ 営利利用に該当する使用をしないこと。

（3） 営利利用 （一般利用の利用料の4倍）

ア 物品の販売、商品の宣伝、入場料又は受講料を徴収する催物、その他これらに類する営利を目的とするもの。

イ 市外に拠点を置く企業

ウ 市外在住の個人

エ 構成人数が2人以上でうち半数以上が市外在住者である団体。

（名簿を備えていること）